地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の２第１項の規定による報告及び第21条の８第１項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号
作成担当者連絡先

特定排出者コード																	
特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）																	
特定荷主番号																	
特定輸送事業者指定番号																	
（ふりがな） 特定排出者の名称																	
（ふりがな） 所在地	〒																
担当者	部署																
	（ふりがな） 氏名																
	電話番号																
	メールアドレス																

備考　１　※の欄には、記載しないこと。
２　宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
３　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
４　識別符号の欄には、第22条の３第２項に基づき、地方環境事務所長及び経済産業局長が付した識別符号を記載すること。
５　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
６　特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
７　特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
８　本様式の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）
１　この命令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この命令による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「新報告命令」という。）の規定は、平成二十七年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用する。ただし、新報告命令第一条及び第三条から第八条までの規定は、平成二十八年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用し、平成二十七年度において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量については、なお従前の例による。
３　平成二十八年度における地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、同令第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン及び三ふっ化窒素の報告に係る新報告命令第四条第二項第八号、第九号及び第十一号並びに同条第三項第七号、第八号及び第十号の規定の適用については、これらの規定中「直近の算定排出量算定期間」とあるのは、「直近の算定排出量算定期間又は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」とする。

省　令

○経済産業省令第四十六号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十二日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「（以下この条において「届出書等」という。）」を「（以下「届出書等」という。）」に改め、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）」の下に「（以下「情報通信技術利用法」という。）」を加え、同条を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

２　情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十五条の計画書、第十七条の報告書、第二十六条の報告書、第四十五条の計画書及び第四十六条の報告書（以下この項及び次条において「報告書等」という。）を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主は、当該報告書等を書面等（情報通信技術利用法第三条第三号に規定する書面等をいう。）により提出するときに記載すべきこととされている事項、次条第二項の規定により付与された識別符号並びに当該特定事業者等及び当該特定荷主がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次項において「設定暗証符号」という。）を、特定事業者等及び特定荷主の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書等を提出しなければならない。

３　報告書等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次条第二項の規定により付与される識別符号及び設定暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告書等を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

第五十八条第一項中「届出書等を提出しようとする者」を「届出書等及び報告書等を提出しようとする者」に改める。